

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による
一酸化炭素中毒事故の防止について (お願い)

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり当協会に会員への周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、同安全室より別紙に記載のとおり国交省担当課に対し、塗装業工事業者宛に要請するよう協力依頼がされております。

記

【経産省からの周知事項】

- ・ 建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用すること。

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 湯口、北邨、國坂

経済産業省

20260302保局第2号
令和8年3月3日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）

標記の件について、別記に対し、塗装工事業者等宛て要請するよう協力依頼を行いましたので、その旨お知らせします。

また、同様な事故の防止の観点から、貴団体においても会員のガス事業者等が次の点を消費者等に対し注意喚起するよう御依頼願います。

- ・建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用すること。



別記

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長

国土交通省住宅局住宅生産課長

一般社団法人日本塗装工業会会長

全国マスチック事業協同組合連合会会長

日本外壁仕上業協同組合連合会会長